

平成 23 年 8 月 5 日

M J S 判例研究会

戸口 葉子

非課税所得／商品先物取引に係る裁判上の和解金

- 第一審 大分地裁 平成 19 年（行ウ）第 6 号  
平成 21 年 7 月 6 日判決 一部取消し、被告控訴
- 第二審 福岡高裁 平成 21 年（行コ）第 33 号  
平成 22 年 10 月 12 日判決 控訴棄却（確定）

## I. 事案の概要等

### 1. 事件の概要

原告 A は B 社と商品先物取引委託契約を結び、平成 9 年 4 月から平成 10 年 10 月迄の約 1 年半の間に商品先物取引により 6,144 万 5,348 円の損失被った。

A はこの商品先物取引に係る勧誘が不法行為に当たるとして、B 社及びその従業員に対する損害賠償請求訴訟を提起した。

平成 13 年 4 月、大分地裁は B 社の従業員らの不法行為責任を認めて損失額を算定し、A に 7 割 5 分の過失割合を認めて過失相殺した上で、B 社に弁護士費用を加えた 1,686 万 1,337 円及びそれに年 5 分の割合による遅延損害金の支払いを命じた。

同判決においては、B 社の従業員は手数料の徴収の増加を目的として、A が最終的に多額の損失を被るかもしれない危険性を一顧だにせず、ひたすら取引の長期化及び大規模化を目指して取引の勧誘を行ったものであり、不法行為に当たる取引勧誘行為は全体として違法性を帯びたものであるとの認定がなされている。

B 社は福岡高裁に控訴したが、平成 13 年 11 月に B 社が A に和解金として 1,900 万円を支払うことなどを内容とする訴訟和解が成立し、和解金が支払われた。

A は平成 13 年度の所得税の申告に際し、この和解金を所得として申告せずに納付すべき税額 398 万 2,000 円（修正申告後）とする申告をした。

これに対し、所轄税務署長は本件和解金から経費として弁護士費用を控除した 1,436 万 4,700 円を雑所得に計上し、総所得を 3,664 万 1,741 円、納付すべき税額を 929 万 7,100 円とする更正処分をするとともに過少申告加算税を課する賦課決定処分をおこなった。こ

れに対して原告がこの処分の取り消しを求めた事案である。

## 2. 大分地裁損害賠償判決及び福岡高裁における和解の概要

(売買差金及び取引諸経費の内訳)

(単位：円)

商 品	売 買 差 金	取 引 所 税	手 数 料	消 費 税	損 益 累 計
トウモロコシ	▲ 29,025,000	114,630	28,772,000	1,438,600	▲ 59,350,230
粗 糖	▲ 1,762,500	1,751	385,000	19,250	▲ 2,168,501
ゴ ム	212,500	101	132,400	6,616	73,383
合 計	▲ 30,575,000	116,482	29,289,400	1,464,466	▲ 61,445,348

※ ▲は赤字

(取引回数) トウモロコシ 前後 183 回 粗 糖 前後 6 回 ゴ ム 前後 7 回

### ① 損害賠償に係る大分地裁の判断

本件勧誘は、社会通念上その許容される範囲を大きく逸脱していたと判断するのが相当であるから、全体として違法性を帯びたものであったと認める。組織的かつ一体的で全体として違法性を帯びたものであり、従業員らの故意過失の存在についても欠けるところはないことが認められることから、従業員らの行為は請求人に対し、民法 719 条(平成 16 年法律第 147 号による改正前のもの)所定の共同不法行為に該当するということになる。

商品先物取引は極めて投機的な性格を有するものであり、短期間で多額の損失を被る危険があるのに対し、請求人はこのことを十分に認識した上で自らの意思で本件取引を開始し、概ね勧誘に同調する形をとったものの自己の判断に基づいて本件取引を継続して、結果的に多額の損失を被ったことが認められる。すなわち請求人は自らの意思で危険に近づき、本件取引を継続することによって損失を拡大させ、結局多額の損失を被ったものであると認められるから、請求人が本件取引を開始し継続することによって被った損害の一因は、請求人自身の過失によるものであったというべきである。そして、これまでに認定した全事情、例えば本件勧誘における違法性を基礎付ける最大の要因が顧客である請求人が陥るかもしれない取り返しがつかない程度の損失を被る危険性を無視して、本件取引を拡大し継続することによってA商事における手数料名の下、利益獲得にこだわりすぎたものであった点に求められることや従業員らにおいて本件勧誘のプロセスの中には断定的判断の提供や仕切拒否等の露骨な違法行為が存在したことを認めるに足る証拠がない等の事情を総合的に考慮したとき、請求人の過失割合は7割5分であると認められ、A商事の抗弁はこの限度で理由がある。

A商事らの行為は請求人に対し、請求人が本件取引を開始し継続したことについて民法上の不法行為を構成することが認められる。そして請求人が被った損害額は6,144万5,348

円、過失割合は7割5分であると認められ、A商事らに対して請求できる弁護士費用は150万円であると認められることから、A商事は請求人に対し1,686万1,337円及びこれに対する平成10年10月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

## ② 福岡高裁和解内容

福岡高裁和解勧告における提案金額1,800万円に金利等を勘案して1,900万円をA商事が請求人に支払う。

## 3. 事案の争点

- ① 本件商品先物取引に係る裁判上の和解金は所得税法7条の「所得」に該当するか
- ② 本件和解金が所得税法9条1項16号、同法施行令30条2号が規定する非課税所得に該当するか
- ③ 本件和解金が法施行令30条2号の括弧書、94条1項柱書、同項2号が規定する非課税所得の除外規定に該当するか
- ④ 本件和解金が法施行令30条柱書括弧書が規定する非課税所得の除外規定に該当するか
- ⑤ 本件和解金の帰属年分

## II. 争点についての主張

### 1. 本件和解金は所得税法7条の「所得」に該当するか

(原告の主張)

本件和解金は、実質的には訴外会社に預けた委託証拠金を取り崩されてその返還を受けることができなくなったため、その分と同額の損害が発生したとして支払われたものであり、何ら純資産の増加を伴わないものであるから「所得」に当たらない。

(被告の主張)

所得税法は「所得」の範囲を包括的に構成しており、非永住者以外の居住者の担税力を増加させる経済的利得はすべて「所得」を構成し、別途非課税とする所得を列挙して課税対象から除外しているのであるから、本件和解金は「所得」に当たる。

### 2. 本件和解金が所得税法9条1項16号、同法施行令30条2号が規定する非課税所得に該当するか

(原告の主張)

所得税法9条1項16号は、政策的に非課税とする損害賠償金を独自に政令で定めることを想定しての委任規定であるから、「政令で定めるもの」は「突発的な事故」に限定されていない。

したがって、法施行令 30 条 2 号が規定する「不法行為」には、取引的不法行為も含まれる。また、そもそも取引的不法行為の場合も加害者の不法行為によって予想しない損害が発生するのであるから「突発的な事故」である。

そうすると原告の損害は不法行為により資産に加えられた損害であるから、本件和解金のうち損害賠償に相当する部分は、所得税法 9 条 1 項 16 号、同法施行令 30 条 2 号により非課税所得となる。

また、遅延損害金に相当する部分も損害金の一種であるから損害売諸金と同じく非課税となる。

(被告の主張)

当該規定の立法趣旨については、税制調査会答申において「非課税所得とすべきかという点の判断基準は、それが突発的な事故、つまり相手の合意を得ない予想されない災害であったかどうかというところに基準を置く方が常識的に妥当と思われる。」とされていること、また同号の「その他の」の文言は法令上その前にある字句が後にある字句の例示としてその一部を成している場合に用いられる場合であるから、同号の「その他の政令で定めるもの」とは「突発的な事故による」場合と同様の場合、すなわち被害者の合意に基づかない行為に基因する損害など突発的で予想することができない災害・事故等に基づく損害をいうと解すべきである。

同法施行令 30 条 2 号が規定する「不法行為」とは、「突発的な事故」と同様の不法行為すなわち被害者の合意に基づかない行為に基因する損害に対する損害賠償金に限定されると解するのが相当である。原告は、損失発生危険性を認識した上で自らの意思で先物取引を開始し、自己の判断で継続して、結果的に多額の損失を被っているのであるから、損害の発生原因となった取引行為は被害者である原告の合意に基づいている。

したがって、本件のような先物取引に関する不法行為については「突発的な事故」と同様の不法行為ということはできないから、本件和解金のうち損害賠償に相当する部分は、所得税法 9 条 1 項 16 号、同法施行令 30 条 2 号に該当しない。

遅延損害金に相当する部分については、これを非課税規定とする旨の規定はないし、元本が非課税所得に当たらない以上、遅延損害金に相当する部分も非課税所得に当たらない。

### 3. 本件和解金が法施行令 30 条 2 号の括弧書、94 条 1 項柱書、同項 2 号が規定する非課税所得の除外規定に該当するか

(原告の主張)

原告の損害が発生したのは訴外会社の違法行為によるものであって、原告が行う取引によって発生したとは評価できないから「業務の遂行により生ずべき所得」に該当しないし、得べかりし利益の損失ではないから「収入金額に代わる性質を有するもの」や「当該業務の収益の補償金その他これに類するもの」に該当しないから本件和解金が法施行令 94 条 1

項柱書、同項 2 号に該当することはない。

(被告の主張)

売買差金そのものが商品先物取引に係る事業所得又は雑所得の収入金額となるのであり、本件和解金のうち売買差損に相当する損害賠償金は、本来収入金額となるべき売買差益及び差損を補てんするものであるから、法施行令 94 条 1 項柱書の「業務の遂行により生ずべき所得に係る収入金額に代わる性質を有するもの」に該当するし、本件和解金は原告と訴外会社との取引関係を清算し、一切を終了させるものであるから同項 2 号が規定する「当該業務の全部又は一部の休止、転換又は廃止その他の事由により当該業務の収益の補償として取得する補償金その他これに類するもの」に該当するから同項 2 号が規定する括弧書により非課税所得から除外される。

4. 本件和解金が法施行令 30 条柱書括弧書が規定する非課税所得の除外規定に該当するか

(原告の主張)

本件和解金のうち取引所税、手数料、消費税に相当する部分は、訴外会社らの不法行為によって発生したものであるから必要経費に当たらず、弁護士費用に相当する部分も先物取引による収入確保のためではなく、損害賠償金を確保するために必要な費用であるから必要経費には当たらず、本件和解金は法施行令 30 条柱書括弧書は適用されない。

(被告の主張)

本件和解金の取引所税、手数料、消費税及び弁護士費用に相当する部分は本件先物取引の必要経費を補てんするものであるから同規定に該当し、非課税所得とはならない。

また、商品先物取引においては、買付価格、取引所税、手数料、消費税が必要経費に当たるから、本件和解金のうち売買差損に相当する部分は必要経費の一部分を構成するものであり、遅延損害金相当分以外の部分は全て法施行令 30 条柱書括弧書に当たり、非課税所得から除外される。

5. 本件和解金の帰属年

(原告の主張)

事業所得や法人税の所得以外の所得については、所得が発生し、その法律上の権利行使が可能となった年度の所得として課税すべきところ、本件和解金は平成 9 年度及び 10 年度に発生して権利行使が可能となっているのであるから、13 年度分の所得として課税した本件更正処分等は違法である。

(被告の主張)

所得税法 36 条 1 項は権利確定主義を採用しているところ、本件和解金は和解が成立した

平成 13 年 11 月 16 日に初めて確定したといえるから、同年分の所得として課税した本件更正処分等は適法である。

### Ⅲ. 裁判所の判断

#### (第一審大分地裁判決)

##### 1. 本件和解金は所得税法 7 条の「所得」に該当するか

所得税法上「所得」について定義する規定はないが、同法 9 条ないし 11 条が項目にわたり詳細に非課税所得を列挙していることなどからすれば、同法は統一的、画一的な税務処理等の観点から各人に発生した経済的利得は広く「所得」に当たるとした上で、非課税とすべきものは別途個別的に規定したものと解される。そしてある収入が「所得」に該当するか否かについては、単に支払名目から判断するのではなくその実質に着目して判断すべきである。

本件和解金は、不法行為に基づく損害賠償請求及び遅延損害金請求を認容した大分地裁の判決を前提として、その控訴審で成立した和解により発生したものであるから、原告は本件和解金を取得したことにより経済的利得を得たといえるのであるから、本件和解金は所得税法 7 条の「所得」に該当する。

原告は、本件和解金は実損害を補てんした損害賠償金であり、なんら資産の増加を伴わないものであるから「所得」に当たらないと主張する。しかし、原告が指摘する点は当該損害賠償金が非課税所得に該当するかの判断において実質的に考慮すべきものであるから、原告の主張を採用することはできない。

##### 2. 本件和解金が所得税法 9 条 1 項 16 号、同法施行令 30 条 2 号が規定する非課税所得に該当するか及び本件和解金が法施行令 30 条 2 号の括弧書、94 条 1 項柱書、同項 2 号が規定する非課税所得の除外規定に該当するか

不法行為に基づく賠償金には、本来各種所得に該当するとして課税されるべき得べかりし利益を補てんする性質を有するものと、預け金の返金の受入れや貸付金元金の受入等と同様に本来課税されるべきでない実損害を補てんする性質を有するものとが含まれているところ、本来前者については各種所得に該当するものとして課税され、後者については非課税とされるべきものである。

所得税法 9 条 1 項 16 号及び法施行令 30 条 2 号は、昭和 36 年 12 月 7 日付け税制調査会答申の考え方に基づき制定されたことが認められる。

税制調査会の考え方に照らし、また所得税法 9 条 1 項 16 号及び法施行令 30 条 2 号並びに 94 条の文言に照らせば、不法行為により資産に加えられた損害に基因して取得する損害賠償金で収益補償に当たらないものは、本来課税されるべきでない実損害を補てんする性質を有するものであるとの立法趣旨の下に所得税法 9 条 1 項 16 号は「突発的な事故」の中

に「不法行為」が含まれていることを前提として、突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して取得する損害賠償金など政令で定めるものを非課税とする旨規定して、その定めを政令に委任し、これを受けた法施行令 30 条 2 号が収益補償に当たる法施行令 94 条の規定に該当するものを除いた不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金が非課税となることを定めたものと解するのが相当である。

本件和解金の実質は不法行為に基づく損害賠償金及び遅延損害金であるところ、損害賠償金は本件先物取引の売買差損等により原告の生活用資産である金銭等の資産に加えられた損害に基因して取得した損害賠償金であり、収益補償ではないと認められるから所得税法 9 条 1 項 16 号、同法施行令 30 条 2 号が規定する非課税所得に該当し、30 条 2 号括弧書、94 条 1 項柱書、同項 2 号が規定する非課税所得の除外規定に該当しないといえる。

税制調査会答申は、結論として「物的損害に対する補償については、それが不法行為その他突発的な事故による損失であるか、それ以外の損失、すなわち契約、収用等による資産の移転ないし消滅に基づく損失であるかによって区分する」と記載しており、「突発的な事故」の中に「不法行為」が含まれることを前提としていることが認められるから、法 9 条 1 項 16 号の「突発的な事故」の中に「不法行為」が含まれており、法施行令 30 条 2 号はそのことを確認的に規定したにすぎず、所得税法 9 条 1 項 16 号の「その他政令で定めるもの」との定めによって「突発的な事故」以外のものとして定められたものではないから、被告の主張を採用することはできない。

なお、本件行為は原告の合意に基づかない行為である訴外会社らの取引勧誘行為であるから、被告主張の解釈によっても同様の結論となる。

一方遅延損害金は、不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して取得した損害賠償金ではなく、履行遅滞という債務不履行による損害賠償金であるから所得税法 9 条 1 項 16 号、同法施行令 30 条 2 号が規定する非課税所得に該当しない。

原告は本件和解金のうち遅延損害金に相当する部分も損害金の一種であることを根拠にその非課税を主張するが、遅延損害金は得べかりし利益に対する損害賠償(収益補償)であるから、非課税規定が設けられていないのであり、原告の主張が採用できないことは貸金の利息には課税されるが、履行遅延により遅延損害金になったら課税されなくなることの不合理を想定すれば明らかである。

次に本件和解金のうち損害賠償金に相当する部分の金額は、本件先物取引の売買差損等により原告の生活用資産である金銭等の資産に加えられた損害に基因して取得した損害賠償金であり、得べかりし利益が得られなかった損害に基因して取得した損害賠償金ではないから 94 条 1 項柱書の「その業務の遂行により生ずべきこれらの所得に係る収入金額に変わる性質を有するもの」には該当せず、また原告が訴外会社との取引関係を清算・終結させることによって得べかりし利益である売買差益が得られなかったことにより生じたもの

でないことが認められるから、同項 2 号の「当該業務の全部又は一部の休止、転換又は廃止その他の事由により当該業務の収益の補償として取得する補償金その他これに類するもの」に該当しない。よっていずれにしても被告の主張を採用することはできない。

3. 本件和解金が法施行令 30 条柱書括弧書が規定する非課税所得の除外規定に該当するか

本件和解金のうち損害賠償金に相当する部分は本件先物取引の売買差損等(売買差損、手数料、取引所税、消費税)により生じた損害の賠償金であるところ、同売買差損等は平成 10 年分の商品先物取引に関する収入金額から同額に相当する売買差損等の金額を差し引いた後に残った売買差損等の金額、すなわち損失金額の一部であることが認められるから、同売買差損等が二重控除となる形で各種所得の計算上必要経費として控除されることはない。

よって、売買差損、手数料、取引所税、消費税については、被告の主張を採用することはできない。

弁護士費用については、その一部が遅延損害金に相当する部分を得るために直接要した費用となる。これに相当する金額は 13 年分の所得の計算上必要経費として控除されるから、同額は法施行令 30 条柱書括弧書により非課税額から控除される。

4. 本件和解金の帰属年分

所得税法 36 条 1 項は、現実の収入がなくても、その収入の原因たる権利が確定的に発生した場合には、その利得の実現があったものとして、権利発生時期の属する年度の課税所得を計算するという権利確定主義を採用しているものと解される。

しかしながら、ある権利についてそれが義務者により争われた場合には、原則として同権利の存在を認める裁判が確定したときにその権利が確定するものと解するのが相当である。

本件については、不法行為に基づく損害賠償請求権の存否について原告と訴外会社らとの間で訴訟が継続した後、平成 13 年 11 月に両者間で和解が成立したことにより収入すべき金額が確定したといえるから、本件和解金を平成 13 年分の所得として認定した処分行政庁の判断は相当である。

(昭和 36 年 12 月 7 日付税制調査会答申概要)

① 物的損害に対する補てんについては、それが不法行為のほか突発事故による損害であるか、それ以外の損失、すなわち契約、収用等による資産の移転ないし消滅に基づく損失であるかによって区分するとともに、さらにその対象となる資産が生活用資産であるかどうかによって区分してその取扱いを定めるのが適當である。

② 不法行為のほか突発事故によるもの

生活用資産に関する損害に対する補償金等については、これによって補てんされる利益は、もしその損害がなかったならば課税されなかったはずである資産の評価益等であるから非課税とする。

生活用資産以外の資産に関する損害に対する補償金等については、資産喪失に対する補償金は、もしその損失がなかったならば、その評価益には課税されなかったはずであるから非課税とし、一方たな卸資産に対する補償、休業補償等のような収益補償は本来課税されるべき所得に代わるべき性質のものであるから課税所得とする。

#### IV. 第二審東京高裁判決による補正事項

・本件先物取引は、A商事の従業員らにおいて被控訴人が最終的に多額の損失を被るかもしれない危険性を一顧だにせず、ひらすら取引の長期化及び大規模化を目指してA商事が徴収できる手数料を増やすことだけを念頭に置いて取引の勧誘を行ったものであり、専ら被控訴人の損失においてA商事の利益を追求したもので、社会通念上全体として正常な取引を大きく逸脱したものであったことが認められる。そうであれば、商品先物取引が投機性を有するリスクの高い面があることを考慮しても、被控訴人において予め認識していた損害発生危険性が現実化したものとはいえず、本件先物取引が正常な取引を逸脱した違法性を有するものであることは容易には予想しがたいものであったといえる。

そして、上記損害賠償金は本件先物取引の売買差損等という形を取ってはいるものの、実質的には上記のような全体として正常な取引を大きく逸脱した勧誘行為により被控訴人の金銭等の資産に加えられた実損害の補てんを内容とするものであること、本件先物取引に関する大分地裁の判決では、被控訴人の損害額について7割5分の過失相殺がなされ、その限度では被控訴人の過失が考慮されていることに照らせば、被控訴人の損害は、本件和解金の限度においては被控訴人の合意を得ない予想すべき範囲を超えているものといえるし、また収益補償としての性格を有するものとも認め難い。したがってA商事らの本件先物取引における不法行為は「突発的事故」に類するものであり、かつその損害が生活用資産に関しないものとしても収益補償とはいえないから、その損害賠償金は所得税法9条1項16号及び同法施行令30条2号の規定する非課税所得に該当するといえるのであって、法施行令30条2号括弧書、94条1項柱書および同項2号の規定する非課税所得の除外規定には該当しない。

・被控訴人の損害額は、売買差損益や取引所税等の費用を積み上げて計算されてはいるが、本件和解金は実質的には被控訴人が本件先物取引によって被った実損害を補てんする損害賠償金の性格を有するものであるから、取引所税等の費用を償還するものとは解し難い。

## V. 参照判例

名古屋地裁判決(平成 19 年(行ウ)第 94 号所得税更正処分取消等請求事件)

平成 21 年 9 月 30 日判決 原告勝訴

### 1. 事案の概要

原告が商品先物取引に関し X 商事から受け取った和解金 457 万 455 円を所得に計上せず  
に平成 15 年分の所得税の確定申告をおこなったところ、処分行政庁から平成 18 年 2 月 10  
日付で本件和解金を雑所得として計上することなどを内容とした更正処分及びこれに伴う  
過少申告加算税賦課決定処分を受けたことからこの取消しを求めた事案である。

### 2. 当該大分地裁の事案との相違

- ① 損害賠償については裁判による判決ではなく、当事者間の和解によるものである。
- ② 遅延損害金はなし。

### 3. 和解契約に至る経緯

原告は、本件先物取引により 1,281 万 5,795 円の喪失を被り、A 商事は当該取引に係る  
手数料として 1,425 万 7,900 円を得た。本件取引終了後、X 商事の営業部長らに会い本件  
先物取引について現状を伝え何とかしてほしいと訴えたところ、平成 14 年 9 月中旬頃、管  
理部副部長から 400 万円なら支払うとの連絡を受けた。原告は先物取引に関して親族から  
借り入れた分の約 1,000 万円の返還を請求したが話はつかなかった。

原告は信仰している宗教団体の法律相談を担当する弁護士からもらった「実践先物取引  
被害救済の手引き」という本に記載されていた A 弁護士に連絡をして相談したところ、訴  
訟を提起して勝てる可能性はあるが、時間がかかるといわれ弁護士費用等訴訟費用を負担  
する目処がつかなかったため訴訟を諦めた。

原告は、再度 X 商事に自分で交渉し、A 弁護士に面談したこと及び聞いた話を伝えたと  
ころ前回の金額に 50 万円をプラスした 450 万円を支払うと言われたため、A 弁護士に相談  
の上、457 万 455 円を和解金として受ける旨の和解契約を締結した。

### 4. 争点

- ① 本件和解金が X 商事の不法行為に基づく損害賠償金に当たるか否か
- ② 本件和解金が所得税の課税対象となるか否か

### 5. 裁判所の判断

争点①について

X 商事の不法行為の内容および程度、原告の不注意の内容および程度、本件先物取引の  
経過等に照らすと、X 商事の負うべき損害賠償金について過失相殺として控除すべき割合

は 64% を超えることはないとするのが相当である。

そうすると本件和解金の額は、本件先物取引に係る不法行為についての過失相殺後の損害賠償金額の範囲内であるから、本件和解金契約は、この不法行為に基づく損害賠償金として本件和解金を支払う趣旨で締結されたものと認めるのが相当である。

このことは、X 商事が本件先物取引において X 商事の営業担当者に不法行為等の非があったことを認め、原告に対し本件和解契約のとおり損害賠償の責めに任じ、和解金の名目で本件和解金を支払った旨を証明する文書を作成していること、商品取引員である X 商事が不法行為が成立する余地がないのに安易に損失補てんとして和解金の支払いに応ずることは通常考え難いことから明らかである。

争点②について

本件においては、本件和解金が施行令 30 条 2 号にいう「不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金」に当たるかどうか問題となる。この点につき、被告は同号にいう「不法行為」とは「突発的な事故」と同様の不法行為、すなわち相手方との合意に基づかない突発的で予想ができない不法行為を意味するものであると主張する。

しかしながら、施行令 30 条 2 号は「不法行為その他突発的な事故」と規定しているのであり「不法行為その他の突発的な事故」と規定しているのではない。法令における「その他」と「その他の」の使い分けに関する一般的な用語法に照らせば、同号において「不法行為」と「突発的な事故」は並列関係にあるものとして規定されていると解されるのであって、文言上同号にいう「不法行為」を被告が主張するように限定的に解すべき根拠はない。また、不法行為の態様が突発的な事故ないしそれと同様の態様によるものであるか、又はそれ以外の態様によるものであるかによって当該不法行為に係る損害賠償金の担税力に差異が生ずるものではないから、損害賠償金が非課税所得とされている立法趣旨に照らしても同号にいう「不法行為」は突発的な事故と同様の態様によるものに限られると解する理由はない。

被告が主張する法施行令 30 条 2 号にいう「不法行為」を限定的に解すべき根拠として法 19 条 1 項 16 号及び施行令 30 条が現行の規定のように定められる基礎となった税制調査会答申は、一定の類型に属する事故を前提として、非課税所得とすべきであるかどうかのあるべき判断基準を述べたにすぎないのであって、その結論として「物的損害に対する補償については、それが不法行為その他突発事故による損失であるか、それ以外の損失、すなわち契約、収用等による資産の移転ないし消滅に基づく損失であるかによって区分するとともに、さらにその対象となる資産が生活用資産であるか又はそれ以外の資産であるかによって区分してその取扱いを定めるのが相当である。」と述べているのであって、そこでは「不法行為その他突発的な事故」と「契約、収用等による資産の移転ないし消滅に基づく損失」とに区分しているものの、不法行為を突発的な事故ないしそれと同様の態様によるもの

か、それ以外の態様によるものであるかを区分する考え方は何ら示されていないのである。

したがって税制調査会の答申は施行令 30 条 2 号にいう「不法行為」を被告がいうように限定的に解すべき根拠にはならないというべきであり、被告の主張は採用できない。

## VI. 争点についての検討

### (1) 本件和解金は所得税法 7 条の「所得」に該当するか

所得税法 7 条により経済的利得は「所得」に当たるとされ、その「所得」のうち所得税法において別途定められた非課税規定に該当するものが非課税とされている。

本件和解金は不法行為により喪失した資産を損害賠償金として補てんしたものであり、当該補てんにより資産が増加するのであるから経済的利得に当たるものである。また当該和解金が所得税法 9 条 1 項 16 号、同法施行令 30 条 2 号が規定する非課税所得に当たるとしても、非課税規定は 7 条の「所得」に当たるものを対象として定められているものであるから、本件和解金は所得税法 7 条の「所得」に該当すると考える。

### (2) 本件和解金が所得税法 9 条 1 項 16 号、同法施行令 30 条 2 号が規定する非課税所得に該当するか

本件においては、本件和解金が「非課税とされる保険金、損害賠償金等」を規定した施行令 30 条 2 号の「不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金」に当たるかどうかの問題となる。

この判断基準は「不法行為」が被告の主張するように限定的に「突発的な事故」と同様の不法行為、すなわち相手方との合意に基づかない突発的で予想ができない不法行為を意味するものと解するのか、あるいは「不法行為」と「突発的な事故」は並列関係にあり、「突発的な事故」と同様の態様に限定されないかという点によるのではないかとと思われる。

所得税法 9 条 1 項 16 号及び法施行令 30 条 2 号が制定されるに当たり基となるとされる昭和 36 年 12 月 7 日付税制調査会答申が答申提出時に「不法行為」についてこうした先物取引の和解金というような形のものまで想定していたかどうかは疑問であるが、答申は名古屋地裁判決にあるように「不法行為その他突発的な事故」と「契約、収用等による資産の移転ないし消滅に基づく損失」とに区分しているものの、不法行為を突発的な事故ないしそれと同様の態様によるものかそれ以外の態様によるものであるかを区分する考え方は何ら示されていない。

施行令 30 条 2 号における「不法行為」の解釈については、名古屋地裁が指摘する「『不法行為その他突発的な事故』と規定しているのであり『不法行為その他の突発的な事故』と規定しているのではない。」という点に着目する。

そして、これについては名古屋地裁の「『その他』と『その他の』の使い分けに関する一般的な用語法に照らせば、施行令 30 条 2 号において「不法行為」と「突発的な事故」は並

列関係にあるものとして規定されていると解されるのであって、文言上同号にいう「不法行為」を被告が主張するように限定的に解すべき根拠はない。」という判断を支持するものである。

よって、本件和解金は所得税法 9 条 1 項 16 号、同法施行令 30 条 2 号が規定する非課税所得に該当すると考える。

(3) 本件和解金が法施行令 30 条 2 号の括弧書、94 条 1 項柱書、同項 2 号が規定する非課税所得の除外規定に該当するか

上記争点(2)の判断により、本件和解金のうち損害賠償金に相当する部分は本件先物取引の売買差損等(売買差損、手数料、取引所税、消費税)によって原告の生活用資産である金銭等に加えられた損害に起因して取得した損害の賠償金であると認められるから、「業務の遂行により生ずべきこれらの収入金額に代わる性質をもつもの」には該当せず、法施行令 30 条 2 号の括弧書、94 条 1 項柱書、同項 2 号が規定する非課税所得の除外規定に該当しないと考える。

(4) 本件和解金が法施行令 30 条柱書括弧書が規定する非課税所得の除外規定に該当するか

争点(3)と同様に上記争点(2)の判断により、本件和解金のうち損害賠償金に相当する部分は本件先物取引の売買差損等(売買差損、手数料、取引所税、消費税)によって生じた損害の賠償金であると認められる。収益保障に該当せず、非課税とされた損害賠償金については所得の経費というものは存在せず、二重控除は発生しないから、法施行令 30 条柱書括弧書が規定する非課税所得の除外規定には該当しないものと考ええる。

(5) 本件和解金の帰属年

所得税法 36 条 1 項は、権利確定主義を採用していると解される。本件和解金が損害賠償金ということになれば、両者間で和解が成立した平成 13 年 11 月に収入すべきこと及び収入すべき金額が確定したといえるから、本件和解金を平成 13 年分の所得とした裁判所の判断は相当であると考ええる。

(参考文献)

- ・自由と正義 弁護士・税理士 山本 洋一郎「損害賠償金の課税をめぐる税務」
- ・TKC 税情 聖学院大学大学院教授 岸田 貞夫「判例評釈 非課税所得/商品先物取引に係る裁判上の和解金」

- ・ 税経新報 弁護士 大迫 恵美子「先物取引という被害」
- ・ z e i m u Q A 沖縄国際大学法学部准教授 末崎 衛「商品先物取引に関して支払を受けた不法行為に基づく損害賠償金は非課税か否か」
- ・ 税理 税理士 中西 良彦「先物取引に係る裁判上の和解金」

(参考条文)

所得税法第7条(課税所得の範囲)第1項

所得税は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる所得について課する。

第1号 非永住者以外の居住者 すべての所得

(2～5号略)

所得税法第9条(非課税所得)第1項16号

第1項 次に掲げる所得については、所得税を課さない。

第16号 損害保険契約に基づき支払いを受ける保険金及び損害賠償金(これらに類するものを含む。)で、心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して取得するものその他の政令で定めるもの。

所得税法施行令30条(非課税とされる保険金、損害賠償金等)

第1項 法9条第1項第16条(非課税所得)に規定する政令で定める保険金及び損害賠償金(これらに類するものを含む。)は、次に掲げるものその他これらに類するもの(これらのものの額のうちに同号の損害を受けた者の各種所得の金額の計算上必要経費に算入される金額を補てんするための金額が含まれている場合には、当該金額を控除した金額に相当する部分)とする。

(1号略)

第2号 損害契約に基づく保険金及び当該契約に準ずる共済に係る契約に基づく共済金(前号に該当するもの及び第184条第4項(満期返戻金等の意義)に規定する満期返戻金等その他これに類するものを除く。)で資産の損害に基因して支払を受けるもの並びに不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金(これらのうち第94条(事業所得の収入金額とされる保険金等)の規定に該当するものを除く。)

(3号略)

所得税法施行令94条1項(事業所得の収入金額とされる保険金等)

不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行う居住者が受ける次に掲げるもので、その業務の遂行により生ずべきこれらの所得に係る収入金額に変わる性質を有するものは、これらの所得に係る収入金額とする。

第1号 当該業務に係るたな卸資産(第81条各号(譲渡所得の基因とされないたな卸資産に準ずる資産)に掲げる資産を含む。)、山林、工業所有権その他技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの又は著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。)につき損失を受けたことにより

取得する保険金、損害賠償金、見舞金その他これらに類するもの(山林につき法第51条第3項(山林損失の必要経費算入)の規定に該当する損失を受けたことにより取得するものについては、その損失の金額をこえる場合におけるそのこえる金額に相当する部分に限る。)

第2号 当該業務の全部又は一部休止、転換又は廃止その他の事由により当該業務の収益の保証として取得する保証金その他これに類するもの

所得税法 36 条 1 項(収入金額)

その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額(金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の額)とする。